

西尾市指定給水装置工事事業者各位

令和4年4月1日より機構改革にて水道管理課営業担当、水道整備課維持給水担当及び下水道管理課接続促進担当を上下水道営業課に変更しました。

令和3年4月1日から押印が不要になりましたので各様式のダウンロードについては、西尾市ホームページ（トップページ→くらし・手続き→水道・下水道→上水道→西尾市指定給水装置工事事業者）をご確認ください。

○給水装置工事（申込書・完成届）の事務改善について

① 申込書

・既設メーターの写真(外観及びメーターボックスの蓋を開けた全景で単式逆止弁が見えるように)を申込時に添付してください。(※写真は、道路からの外観と配管が見えるもの)

・水浄化装置を設置する場合は、申込時に水浄化装置設置承諾書を提出してください。

② 完成届

・完成野帳は、申込時の野帳をそのまま完成野帳としての受付はできません。

(修正なしは、コピー可(赤字：完成図入)を添付し、修正や白塗りは不可のため受付はできません。)

・完成届と同時メーター出庫は、3個まで4個以上のメーター出庫は半日以上の間が必要で、

(アパートは1日以上の間が必要で、)

・公道分と屋内分の完成届は、同時に受付はできません。(※データ入力(メーター出庫と中止を同時に処理する場合は、受付します。)

③ 特に多い指導事項

・メーター出庫時の開始届に箇所図を添付してください。(無い場合は、メーター出庫はできません。)

・公道分の完成届の完成写真で通水と塩素確認の写真が無い場合は受付できません。

・屋内分の完成届に臨時料金(R)から専用料金(S)に変更する場合は、水道料金区分変更願(青色)が必要となり、未提出の場合は専用料金への変更ができませんので十分にご注意ください。

④ 令和4年度の課名変更様式について

・水道料金区分変更願にある上段の水道管理課を上下水道営業課及び営業Gを料金担当へ変更をお願いします。

以上

上下水道営業課 維持給水担当

電話 0563-65-2187